

情報提供の推進に関する要綱

(平成15年3月14日制定)
(平成17年3月25日改正)
(平成17年6月29日改正)
(平成19年4月1日改正)
(平成20年3月31日改正)
(平成22年3月31日改正)
(平成24年3月22日改正)
(平成30年7月3日改正)
(令和2年2月27日改正)
(令和3年3月31日改正)
(令和3年7月30日改正)
(令和4年3月25日改正)
(令和7年3月28日改正)

第1 目的

この要綱は、自由閲覧に係る情報提供の総合的な推進を図ることにより、県行政の諸活動を明らかにして県行政の透明性を高めるとともに県行政に対する県民の理解を深め、県民の県行政への参加を促進し、もって開かれた県行政を一層推進することを目的とする。

第2 情報の公開

1 過程情報の公開

政策形成の過程における情報を公開するとともに、県民の多様な意見を把握し県民の意見を考慮して政策を決定することにより、県行政に対する県民の理解を深め、県民参加の促進を図る。

(1) 政策形成過程情報の公表

計画策定、制度制定及び予算編成の過程にある情報を公表する。

ア 計画策定及び制度制定に関するもの

次の(ア)に掲げるものの策定、制定又は改廃を行うときは、(ウ)に掲げるものを公表しなければならない。ただし、(イ)に該当する場合は、この限りでない。

(ア) 対象

- a 静岡県総合計画、各分野ごとの基本、中心となる計画及び県民の利害に関わる重要な計画
- b 県行政に関する条例
- c 県民の利害に関わる重要な規則、指導要綱等（以下「規則等」という。）

(イ) 適用除外

- a 軽微な改正又は改定に係るもの
- b 緊急性を要するもの
- c 法令又は条例に基づき、主として執行手続を定めるもの
- d 行政内部のみに適用されるもので、県民の権利義務に直接関わるものでないもの

(ウ) 公表するもの

- a 計画案概要
静岡県総合計画及び施策展開表上の位置付け並びに策定又は改廃の趣旨及び計画の案の骨子を記載したものをいう。
- b 条例案概要
静岡県総合計画及び施策展開表上の位置付け並びに制定又は改廃の趣旨及び条例の案の骨子を記載したものをいう。
- c 規則案概要
静岡県総合計画及び施策展開表上の位置付け並びに制定又は改廃の趣旨及び規則等の案の骨子を記載したものをいう。
- d 審議会等の審議内容

(ア)に該当して(イ)には該当しないもののうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び要綱等により設置された委員会、懇話会等の附属機関に準ずる機関（以下「審議会等」という。）の審議を経て策定、制定又は改廃を行うものについては、a、b又はcに加えて当該審議会等の提言等を含む審議内容全般（以下「提言等」という。）

(エ) 公表の時期

- a 計画案概要、条例案概要及び規則案概要

最終決定（条例の制定又は改廃にあっては、議案としての最終決定をいう。）がされる前の案が作成されたとき

- b 提言等

審議会等の会議が終了した都度

イ 予算編成に関するもの

- (ア) 公表するもの

- a 予算編成の方針

予算編成要領通知

- b 予算に係る部局案

一般会計、特別会計及び企業会計に係る歳出予算部局調整案の概要等

- (イ) 公表の時期

- a 予算編成要領通知

財務部長通知がされたとき

- b 歳出予算部局案の概要

部局長から財政課長に予算関係調書の送付がされた後

(2) 県民意見提出手続

ア 対象

(1)アに規定するもののうち、次の(ア)に掲げる計画、条例（以下「計画等」という。）を策定、制定又は改廃しようとするときは、(1)に定める政策形成過程情報の公表に加えて県民に意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する県の考え方を公表する手続（以下「県民意見提出手続」という。）を行わなければならない。ただし、(イ)に該当する場合又は別に県民意見提出手続（以下「本手続」という。）と同様の趣旨の手続が制度化されている場合は、この限りでない。

- (ア) 対象

- a 静岡県総合計画

- b 各分野ごとの基本、中心となる計画のうち重要なもの

- c 県行政に関する基本方針を定める条例

- d 県民に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

- (イ) 適用除外

- a 軽微な改正又は改定に係るもの

- b 迅速性又は緊急性を要するもの

- (ウ) (ア)に定めるもののほか、本手続を行うことが望ましいと認められるものについては、本手続を行うことができる。

イ 公表するもの

- (ア) 公表しなければならないもの

1 (1)ア(ウ)に定めるもの

- (イ) 公表に努めるもの

計画等の案について県民の理解に資する資料（以下「関係資料」という。）

ウ 公表の時期

- (ア) 計画案概要、条例案概要、規則案概要及び関係資料

最終決定（条例の制定又は改廃にあっては、議案としての最終決定をいう。）がされる前の案が作成されたとき

- (イ) 提言等

審議会等の会議が終了した都度

エ 意見の提出期間

原則としてイに定めるものの公表の日から概ね1か月とし、イに定めるものの公表時に明示する。

オ 意見の処理

提出された意見を考慮して、計画等についての意思決定を行うとともに、これに対する考え方を公表しなければならない。

カ 特例措置

審議会等において、本手続に準じた手続を経て策定された答申又は提言に基づき、当該答申又は提言と実質的に同じ内容の計画等の案を立案する場合は、本手続を行わないことができる。

(3) 審議会等の公開

審議会等の会議を公開するとともに、会議録、会議資料等を公開する。

ア 会議の公開

(ア) 会議の公開基準

審議会等の会議は、公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- a 法令若しくは条例の規定又は知事が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、審議内容の公開が禁止されている場合
- b 静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に関する調停、審査、審議又は調査を行う場合
- c 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

(イ) 公開又は非公開の決定

- a 審議会等は、(ア)に定める公開基準に基づき、会議の公開又は非公開を決定する。
- b 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときはその理由を明らかにしなければならない。

(ウ) 公開の方法等

- a 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- b 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る手続及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会議の秩序の維持に努めなければならない。
- c 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

(エ) 会議開催の周知

審議会等は、会議を公開するに当たっては、事前に県民に開催を周知するよう努めるとともに、報道機関に情報提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

イ 概要調書、会議録及び会議資料の公開

(ア) 審議会等の概要調書は、審議会等が設置されたときに作成し、公開する。

(イ) 会議録及び会議資料の公開基準

審議会等の会議録及び会議資料は、公開する。ただし、ア(ア)の a、b 又は c のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(ウ) 公開等の決定

- a 審議会等は、(イ)に定める公開基準に基づき、会議録及び会議資料を公開するかどうかを決定する。
- b 審議会等は、公開しないことを決定したときはその理由を明らかにしなければならない。

(エ) 公開の時期

- a 概要調書
審議会等が設置されたとき
- b 会議録
会議終了後、1か月以内の日
- c 会議資料
会議終了後、速やかに

ウ 審議結果の公開

(ア) 審議結果の公開基準

審議会等の審議結果である答申又は提言は、公開する。ただし、ア(ア)の a 又は b に該当する場合は、公開しないことができる。

(イ) 公開等の決定

- a 審議会等は、(ア)に定める公開基準に基づき、答申又は提言を公開するかどうかを決定する。
- b 審議会等は、公開しないことを決定したときはその理由を明らかにしなければならない。

(ウ) 公開の時期

答申又は提言を行った後、速やかに

2 結果情報の公開

県行政の諸活動の結果を明らかにすることにより、県行政の透明性を高め、公正な県行政の執行と県民の信頼の確保を図る。

(1) 事務事業及び予算の執行実績の公開

原則として、過去一年間に実施した事務又は事業の概要、予算の執行状況に関する情報（定期監査調書に準じて作成するもの）を公開する。

ア 対象情報

定期監査のための調書を作成する際に、当該調書に準じて作成するもので、その内容は次のとおりとする。ただし、職員の住所、勤務年数など個人に関する情報、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報は除外する。

- (ア) 部（局）の施策等の概要、事務事業の概要及び事業の根拠法令調
- (イ) 職員の職・氏名、担当事務等
- (ウ) 歳入歳出予算の執行状況、現金出納及び歳入歳出外現金の状況等
- (エ) 委託料、補助金、負担金、交付金及び利子補給金の支出状況
- (オ) 土木工事、建築工事及び補助工事の実施状況
- (カ) 財産関係
 - a 公有財産の状況及び出資金、基金、債権（貸付金等）の管理状況
 - b 借地借家、事務機器等債務負担行為、公有財産貸付・使用許可、職員公舎管理状況等
 - c 備品・図書、主要備品及び動物の管理状況
 - d 生産物の受払状況
 - e 試験研究の成果

イ 作成の時期

定期監査のための調書を作成するとき

ウ 公開の時期

定期監査の実施日の属する月の翌月の初日

(2) 食糧費及び会場借上料支出に関する情報の公開

県が主催した会議、懇談等に係る食糧費及び会場借上料の支出に関する情報を公開する。

ただし、用地取得交渉、企業誘致活動、重要事業の推進等に伴う地元関係者、企業等との会議、懇談等で、公にすることにより、事務又は事業の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、会議、懇談等で、公にすることにより、相手方の利益、信用等が不当に損なわれるおそれがある場合は公開しないことができる。

ア 対象情報

食料費及び会場借上料支出に関する情報のうち、次に掲げるもの。

- (ア) 対象年度
- (イ) 部局名及び所属名
- (ウ) 件名
- (エ) 債権者住所
- (オ) 債権者名
- (カ) 支出日
- (キ) 支出額

イ 公開の時期

支出日の属する月の翌々月の末日まで

(3) 県が取得した出資法人の財務諸表等の公開

県が取得した県出資法人の業務及び財務に関する情報を公開する。

ア 対象情報

県が出資又は出捐している公益社団法人及び公益財団法人で知事が所管するもの並びに県の出資又は出捐割合が25%以上の法人の概要調書及び当該法人から県が取得する次の情報

- (ア) 定款又は寄附行為
- (イ) 役員名簿
- (ウ) 営業報告書又は事業報告書
- (エ) 損益計算書又は収支計算書
- (オ) 正味財産増減計算書
- (カ) 貸借対照表
- (キ) 財産目録
- (ク) 事業計画書
- (ケ) 収支予算書

イ 公開の時期

法人の決算の承認に係る株主総会、総会又は理事会の終了後、1か月以内の日

3 公表又は公開の方法

(1) インターネット上の県のホームページへの掲載

1及び2の情報は、原則としてインターネット上の県のホームページに掲載する。

(2) その他の公表又は公開方法

(1)のほか、公表又は公開する情報の性質、内容等に応じ、次の方法のうち効果的なものを選択して行う。

ア 静岡県公報への登載

イ 県が発行する「県民だより」その他の広報紙等への掲載

ウ 印刷物の配布

エ 報道機関への情報提供

オ その他効果的と認められる方法

第3 特定開示情報の提供

第2に定める情報の公開のほか、同一の公文書につき複数回開示請求を受けてその都度当該公文書の全部を開示した場合で、県民の利便、行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該公文書を開示請求することなく閲覧することができるよう努めるものとする。

第4 その他

この要綱の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(政策形成過程情報の公表実施方針等の廃止)

2 次に掲げる方針は、廃止する。

(1) 政策形成過程情報の公表実施方針（平成14年2月26日総務部長通知）

(2) 県民意見提出手続実施方針（平成14年2月26日総務部長通知）

(3) 審議会等における会議の公開実施方針（平成13年10月9日総務部長通知）

(4) 審議会等の会議録及び会議資料の自由閲覧実施方針（平成10年8月26日総務部長通知）

(5) 事務・事業の実績の自由閲覧の実施方針（平成10年3月26日総務部長通知）

(6) 情報公開の充実に係る取扱方針（平成9年1月29日総務部長通知）

(7) 出資法人の財務諸表等の自由閲覧実施方針（平成10年6月25日総務部長通知）

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。